11月15日(日)愛媛県知事選挙投票日

投票時間：午前7時から午後8時(※)まで

(※)一部の投票所については、午前7時から午後7時まで

下表の□で囲んだ投票所を1時間短縮しますので、お間違いのないように投票してください。

◎ 投票区と投票所は次のとおりです。

投票区	投票所	区　　域
第１投票区	緑風館	大平上・大平下・下唐川（馬場）
第２投票区	唐川ふれあい館	上唐川・下唐川（馬場を除く）
第３投票区	北山崎小学校屋内運動場	中村・本郡・尾崎・三島町・市場
第４投票区	三秋集会所	三秋
第５投票区	森集会所	森
第６投票区	稲荷東集会所	稲荷
第７投票区	郡中小学校屋内運動場	上吾川・下吾川１
第８投票区	郡中地区公民館	灘町Ａ・灘町Ｂ・米湊Ｂ
第９投票区	米湊聖集会所	米湊Ａ－１・米湊Ａ－２
第10投票区	さざなみ館	湊町Ａ・湊町Ｂ・湊町Ｃ・米湊Ｃ・下吾川２
第11投票区	新川集会所	下吾川３（新川）
第12投票区	鳥ノ木団地集会所	下吾川４・下吾川５（鳥ノ木）
第13投票区	下三谷集会所	下三谷
第14投票区	みたにふれあい館	上三谷
第15投票区	上野集会所	上野
第16投票区	宮下集会所	宮下・八倉
第17投票区	中山地域事務所	上長沢・長沢団地・下長沢・泉町１～４・福元・高岡・柚之木・平村・添賀・豊岡１・豊岡２・東町・門前・坪井・小池・栃谷・日南登・漆・福岡・平沢
第18投票区	永木構造改善センター	重藤・永木・福住・梅原
第19投票区	野中構造改善センター	大矢・野中・影之浦・栗田２・栗田３
第20投票区	佐礼谷生活改善センター	榎峠・竹之内・日浦・影浦・障子ヶ谷・坪之内・村中・山口・中替地・柿谷・安別当・梅之木・源氏・赤海・中山犬寄
第21投票区	双海地域事務所	髙野川・小網・城ノ下・灘町・両谷・唐崎・塩屋・本郷
第22投票区	翠小学校ランチルーム	久保・三島・大栄・奥大栄・岡・日尾野・柆野・東峰・高見・双海犬寄
第23投票区	下灘コミュニティセンター	本谷・石久保・閏住・富岡・日喰・上浜・下浜・奥西・奥東・池ノ久保・本村・松尾・富貴・満野空・満野浜

◎ 投票ができる人

年齢満18歳以上の日本国民で伊予市の選挙人名簿に登録されている人です。

選挙人名簿には、次の人が登録されています。

① 平成20年11月16日以前に生まれた人

② 令和８年７月28日以前に伊予市に転入届をし、引き続き市内に居住している人（住民基本台帳に登録された日が、令和８年７月28日以前である人）

③ 伊予市に３カ月以上住民登録があった方で、令和８年６月28日以降に転出届をし、引き続き愛媛県内の住民基本台帳に登録されている人

◎ 投票所入場券を郵送で

投票所入場券（ハガキ）を有権者の皆さんに10月30日（金）から郵送する予定です。あて名を確認の上ご持参ください。

投票所入場券を紛失したり、忘れた場合もご本人確認の上で投票できます。

◎ 期日前投票について

投票日当日、仕事、外出などで投票に行けない人や、ウイルス感染等を心配される人は、期日前投票をすることができます。投票所入場券（ハガキ）裏面の「期日前投票宣誓書※」を記入の上、ご持参ください。

※「期日前投票宣誓書」は、伊予市ホームページからダウンロードすることもできます。

○場所及び開設期間

場　所	住　所	開設期間
伊予市役所2階	米湊820番地	10月30日（金）～11月14日（土） 投票時間　午前8時30分～午後8時
中山地域事務所	中山町出渕2番耕地138番地1	11月7日（土）～11月14日（土） 投票時間　午前8時30分～午後6時
双海地域事務所	双海町上灘甲5821番地6	

※中山、双海地域事務所は投票終了時刻が午後６時となりますので、ご注意ください。

※現住所に関わらず、いずれの場所でも投票できます。お早めの投票をお勧めします。

◎ 身体に重度の障がいのある人は

身体障害者手帳か戦傷病者手帳を持っている人のうち、一定の区分の人や介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要介護５」の人は、自宅等で「郵便等による不在者投票」をすることができます。

詳しくは、伊予市選挙管理委員会まで、お早めにお問い合わせください。

◎ 転出した人の投票方法

伊予市から転出し、新住所地の選挙人名簿に登録された人は、新住所地で投票してください。

転出日の関係で、伊予市の選挙人名簿に登録されている人は、以下のいずれかの方法で投票してください。

① 11月15日（日）投票日当日に、伊予市の投票所で投票する。

② 期日前投票期間中に、伊予市の期日前投票所で投票する。

③ 10月30日（金）～11月14日（土）の間に、伊予市選挙管理委員会に、郵便で投票用紙等を請求し、郵送された投票用紙等を転出先の市町選挙管理委員会へ持参して、不在者投票をする。（郵送に日数を要するためお早めにお手続きください。）

※①～③全ての場合に、「引き続き愛媛県内に住所を有する旨の証明書」を提示するか、引き続き愛媛県内に住所を有する確認を受けることが必要です。「証明書」は無料で発行されますので、伊予市または転出先の住民基本台帳担当課に請求してください。

お問い合わせ　**伊予市選挙管理委員会**　TEL 089-982-3735（直通）